

【4】特別警報・Jアラート・交通ストの対応

暴風警報（特別警報）発令時の生徒の登校について

愛知県全域または西部または尾張東部（※1）または名古屋市または春日井市という地域名で暴風警報（特別警報）が発令された場合、生徒は自宅待機。

（※1：名古屋市、春日井市、小牧市、尾張旭市、瀬戸市など）

ただし、上記の地域名では警報が発令されず、自宅・通学経路地域に警報が発令されているなど、登校が困難な場合は、状況を判断して登校しなくてよい。（連絡はすること）

1 登校する以前に暴風警報が発令されている場合

登校する（授業がある）かどうかの判断基準

- (1) 午前6:40までに「名古屋市」「春日井市」の暴風警報が、ともに解除された場合は、平常通り登校（授業を実施）する。
- (2) 午前6:40～午前11:00に
「名古屋市」「春日井市」の暴風警報がともに解除された場合は、警報解除 2時間後 学校に集合（ST点呼）。
→例えば午前10:30に解除になった場合は、午後12:30までに登校。
授業については登校後指示。昼食は必要に応じて用意。
- (3) 午前11:00以降も「名古屋市」「春日井市」の暴風警報のどちらかが継続されている場合は、その日の授業を中止し休校とする。

※ 前記、(1)(2)の場合、通学路の冠水・河川の増水により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は無理に登校しなくてよい。

ただし、そのことを学校に連絡する（出席は考慮する）。

※ 自宅地域の暴風警報が解除されていても、学校所在地付近「名古屋市」「春日井市」のどちらかに暴風警報が出ていれば登校しない。

「名古屋市」「春日井市」の暴風警報が両方解除されても自宅地域の暴風警報が継続中であれば登校しない。

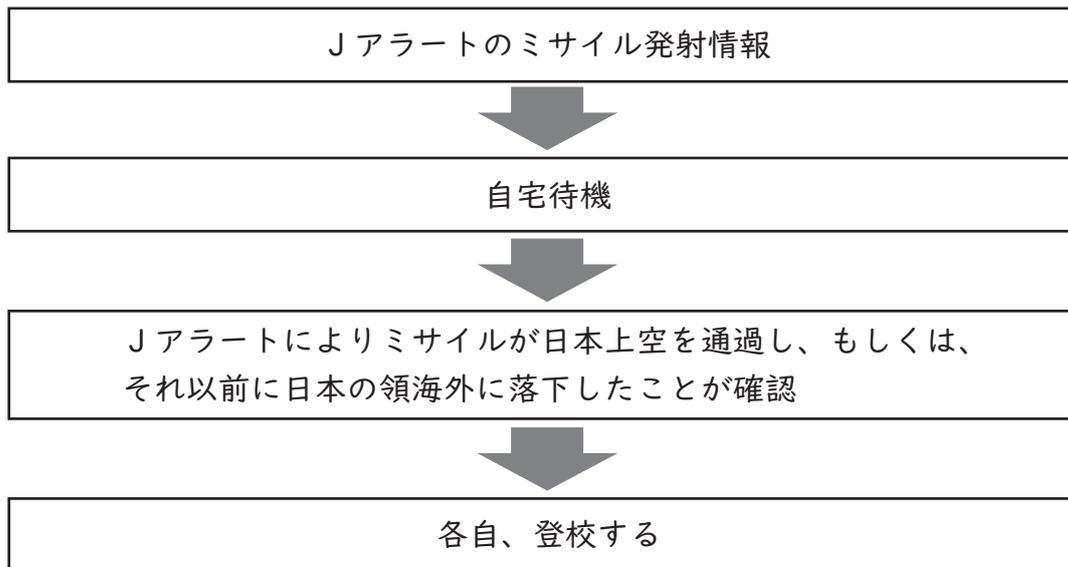
- 2 【特別警報】が発表された場合の対応については12頁に示す。
- 3 登校後に暴風警報等が発令された場合は、学校で指示する。
- 4 天気予報等をよく確認し、おやみに学校に電話しないこと。

弾道ミサイル発射によるＪアラートの緊急情報が 発信された場合の取り扱いについて

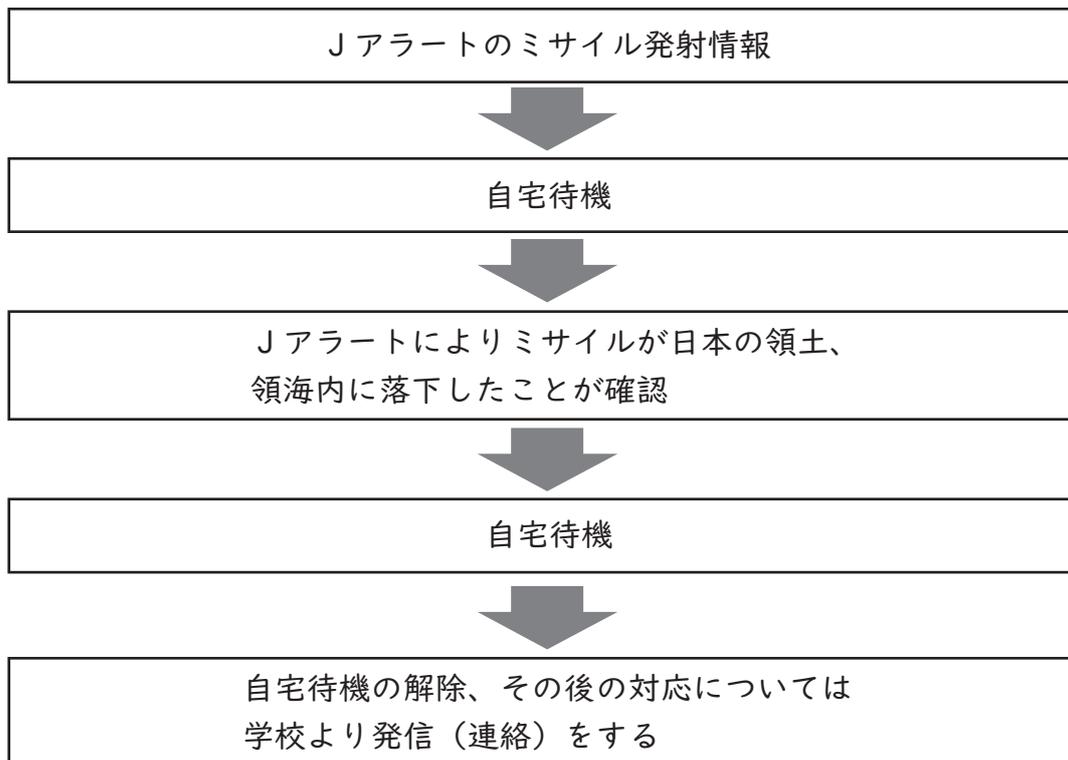
なお、愛知県にＪアラートの情報が発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予想される場合である。Ｊアラートの情報が愛知県に発信されなかった場合は、平常通り授業を行う。

〈登校前（登校中）の場合〉

(1) Ｊアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海外に落下した場合



(2) Ｊアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海内に落下した場合



こうつうじこ たいおう
交通事故にあったときの対応

保健相談部・生徒指導部

ひがい
被害にあったとき

- ①すぐに「大丈夫です」といわない
- ②相手の連絡先(電話番号・車種・車のナンバーなど)をきく、メモする
- ③警察(110)・保護者にすぐ電話する
- ④学校にすぐ電話する(052—736—3500)
- ⑤病院に行く

かがいじこ
加害や事故をみたとき

- ①救急車をよぶ(119)、けがをした人が大丈夫か確かめる
- ②警察(110)・学校・保護者にすぐ電話する
- ③近くの人に助けをもらう

れんらくさき
連絡先

もりやまこうこう
守山高校 052-736-3500

けいさつ
警察 110



きゅうきゅうしゃ
救急車 119

